

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト リ ド ー ル
(コード番号 3397 東証第一部)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 粟 田 貴 也
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 小 島 義 昭
電 話 番 号 078-200-3430

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までにこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株券を発行する。</u>	(株券の発行) [削 除]
(自己の株式の取得) 第 8 条 [省 略]	(自己の株式の取得) 第 7 条 [現行どおり]
(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株</u>	(株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 [削 除]

<p><u>券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第11条</u> }) [省 略] <u>第42条</u> }</p> <p>[新 設]</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第10条</u> }) [現行どおり] <u>第41条</u> }</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日(金曜日)
平成21年6月26日(金曜日)

以 上